

議第 6号 日本学術会議の独立性を求める意見書（案）提案説明

和田明子

日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、政府や社会に対し科学的な見地から提言等の活動を行っています。

日本学術会議は、本年9月末に組織を構成する会員の半数が任期満了となることから、新たに候補者を選考し内閣総理大臣に推薦したところ、候補者の一部について任命が行われず会員に欠員が生じる事態となっています。

日本学術会議法は、わが国の科学者の内外に対する代表機関と規定するとともに、政府から独立した機関であることを条文の全体を通じて幾重にも保証しています。条文の中でも学術会議の独立性の最大の担保となっているのが人事の独立性で、その7条で学術会議会員は学術会議の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命すると記されています。

1983年に公選制から推薦制に切り替わった際に当時の政府が「首相の任命は全くの形式的任命である」「実質的に首相の任命で会員の任命を左右することはしない」「推薦していただいたものは拒否しない」と答弁しています。

2004年に会員の推薦主体を学術会議によるコ・オペレーション方式へ切り替えた際にも（任命を）「拒否することは想定されない」と解釈が確定しています。

このように日本学術会議は、法律上、職務の独立性が担保されており、会員の任命において政治的な判断の影響を受けることは、組織の独立性のみならず、科学者の学問研究や国民の意見の発出に深刻な影響を及ぼしかねないとの声が上がっています。

依って、本県議会は、国会及び政府において、学問の自由及び科学の発展による国民の利益を守るため、科学者が自主的に会員を選出するとの考え方を変更することなく、学術会議の独立性を堅持することを求めるものです。皆様のご賛同を心からお願いし、提案説明とさせていただきます。